

別記様式第1号（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

多治見市長

多治見市移住支援補助金交付申請書兼請求書

多治見市移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。また、交付決定を受けた場合はその決定額を請求します。

1 申請者欄

(1) 申請者情報

フリガナ		生年月日	
氏名	(※) (※)本人が自署しないときは、押印してください。	年	月 日
現住所	〒	電話番号	
加入自治会	第 区	町内会名	
メールアドレス			

(2) 同居の家族等以外の連絡先※1

フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒	続柄	

※1：申請者本人及び同居の家族等に連絡が取れない場合に、問い合わせが可能な連絡先をご記入ください。（別居している血縁者、親戚、就業先の担当者等）

(3) 家族構成

氏名	生年月日	続柄	職業（勤務先）

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

子ども・妊婦加算※2	該当 ・ 非該当
居住誘導区域加算※3	該当 ・ 非該当

※2：以下のいずれかに該当する場合

- ア 4月1日時点において18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合
- イ 4月2日から交付申請日前までに出生した世帯員を帯同して移住する場合
- ウ 交付申請日において交付対象者又は世帯員が妊婦である場合

※3：取得した住宅が多治見市立地適正化計画の居住誘導区域に所在する場合

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※4

備考1「多治見市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「多治見市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から3年以上継続して多治見市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して転入した。	A. 自らの意思である	B. 自らの意思でない
多治見市において住宅取得（新築住宅、中古住宅）をしたものである。	A. 該当する	B. 該当しない
住宅に居住し、地域住民との親睦を図り、自治会等に加入していること。	A. 加入している	B. 加入していない
多治見市が実施する移住定住施策への協力について（各種移住定住に係る調査及びインタビュー等）	A. 協力する	B. 協力しない
移住支援金の交付申請時から移住3年目までの各年、現況調査に応じること。	A. 応じる	B. 応じない
多治見市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者でない。	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである。	A. 該当する	B. 該当しない

※4：各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 直近5か年の居住歴※5

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	

※5：記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に期間と住所を記載の上、申請書に添付してください。

5 振込先※6、7

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人（漢字）		

※6：申請者と同一名義の口座を記入してください。

※7：ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

<多治見市記入欄>

申請受理年月日		決定内容	交付（番号）・不交付
決定年月日		交付決定額	円

[備考1] 多治見市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 多治見市移住支援補助金事業に関する報告及び立入調査について、多治見市から求められた場合には、これに応じます。
- 2 次の場合には、多治見市移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額（（4）にあつては、半額）を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - （2）居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
 - （3）移住支援金の申請日から1年未満に多治見市外へ転出したとき。
 - （4）移住支援金の申請日から1年以上3年以内に多治見市外へ転出したとき。
 - （5）移住支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞し、又は廃業したとき（離職又は廃業後3月以内に、再度要件を満たす職に就業し、又は起業した場合を除く。）。

[備考2] 多治見市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

多治見市は、多治見市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこの法律の施行のために多治見市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、多治見市は、当該個人情報について、他の地方公共団体において実施する同種の移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の地方公共団体に提供し、又は確認する場合があります。